

大前之之を開くに從て始めて其事實を得たるが如く尙  
は未だ得ざるが如し滿目の人事唯不審のみにして法律  
は學者の學問なりと云ひ代理人は他人の訴訟を引受け  
衆人の爲めに辯護する者なりと云ふも日本に居るとき  
公衆(幕府)に御大法百箇條あるを傳聞したるのみ  
生には少しも分らず、民間商賈人の仕事に生命保險會  
社あり海上保險會社ありと云ふが如き成程面白き工風  
なりと思へども其仕組を詳にするは甚だ容易ならず彼  
の郵便事業の取調へに苦しみたるは今に記憶に存して  
忘れず佛京巴理在留中に何れか手紙を出さんとし  
て其手續を偶然來客の一人に尋ねしに客は紙入りより四  
角なる印刷の紙片を出し此印刷紙を手に張て出せば直  
に先方へ達す可しと云ふ、夫れは飛脚屋へ頼むみどか  
と問へば否などよ巴理にせん飛脚屋はなし、町内何  
れの處にも頼むやうなものである唯その箱の中に投  
ずれば手紙は自然に表書の兩先に届くと云ふ、いよ  
く不思議に堪へず江戸の飛脚屋京屋屋に手紙を頼  
むに江戸より京大阪まで七日限りと云へば書狀一本に  
付き金貳歩の定價なり日を限らぬものにて一本に付  
二三百文を拂ふもなるに佛蘭西では唯印刷紙を張れば  
手紙は恰も獨りて先方に届く様奇なりと無理に客を  
引留めて全般の次第を聞けども其日は要領を得ずし  
て相分れ翌日は此方より客の家に掛けて不審の覆り  
を質問し尙は合點行かすして重ねて訪問する等凡そ時  
を費すも三四日にして始めて腹に落ちて成程面白い通  
信法なりと感心したるは他なし今日我國一般に行  
はるる郵便法なり其他病院、醫院、官廳院、銀行、博  
物館、博覽會等目に親て新奇ならざるものなく其由來其  
功用を開て心醉せざるものなし其有様は恰も今日朝鮮  
人が始めて日本に來りて觀る毎に聞く毎に驚くの情に  
異ならず朝鮮人は唯驚き去る者多けれども當時の吾々  
同行の日本人は驚くのみならず其驚くと共に之を  
羨み之を我日本國にも實行せんとの野心は自から禁じ  
て禁ず可らず即ち余が歐羅巴滞在一年の間、到る處  
に筆記して歸來あれを取録め又横文の諸書を參考して  
著述したるものは西洋事情の一部なり

**福翁百話第五版發行**  
正價以上一圓郵税十錢並製冊五錢郵税六錢  
何れも **福澤先生自筆の題詩**  
寫眞版入りにて特に上製には先生の風采を顯  
ふ可き **今昔の肖像** 二葉を添へたり  
發行所は時事新報社、賣捌所は大坂出  
張所を始め全国各地時事新報賣捌店及各書林

**福翁百話第五版發行**  
**福翁百話第五版發行**

### 社説

## 社寺法無用

政府にては今日神祇法、寺法の兩法案を制定し第十一  
議會に提出する都合なりと云ふ法案の細目は固より知  
る可らずと雖も直に社寺の財産管理を主として隨分奇  
細の條條もあるよし而して其奇細の點は如何と云ふに  
民法に規定したる會社法に類似して尙ほ其上に施行命  
令を細密に定め神官住職の職務權限、氏子權徒の權利  
等を列記して二法案共に多少の相違はあれども凡そ數  
十箇條にして附り法律を以て社寺の財産管理上に干渉  
するものに外ならずと云ふ始らく寺法の一方に就て論  
ぜんに例へば權徒信徒の中より參助役なるものを選定  
して財産の始末を監督せしめて又その財産の種類を規  
定し殊に甚だしきは布施物の納方、葬式料の支拂ひま  
でも干渉して世話を焼かんとするが如き果して實際  
に行はる可きや否や或は政府の威光を以て僧侶を強  
制し無理に行はしめんとすれば一時或は行はるゝも  
もあらんれば條約改正の結果として外國人の内地  
雜居は近く二年の後に在り其職に至れば苟も日本居住  
の人民は其何國人たるを問はず平等一體、國法の支配  
を受く可きは勿論なるに然るに外國より内地に來りて  
會堂を造り寺院を建て又は學校を設けて布教に従事す  
る彼の新興二教の耶蘇教徒をして斯る法律に服せし  
むるの見込みありや如何、其教會の資金は何れより供給  
するやに拘はらず基本金は云々、通常金は云々、又そ  
の算算決算は云々可しな命令して法律の規定に従  
はしめんとするも彼等は到底服従する可きに非ず如何  
となれば本來彼等は宗教自由の風に慣れて宗教上の事  
は一切獨立の經營に仕來りしものにもそれを苟も文  
明自由の國に見る可らざる斯る干渉の法律に従はしめ  
んとするは無理の法文なればなり此時に至りて政府は  
如何にせんとする積りなるや世界公道の道理には敢す  
る能はずして詰り泣き入りの外なる可し果して斯る場  
合どもならんには日本の佛徒如何に無氣力と云ふと雖  
も同じ宗教にてありながら内外の別に由り斯く取扱を  
異にするとは宗教自由の本義に背くものなりとて譯々  
不服を唱ふる其不服の聲は尤も至極にして政府に於  
ても之に對するの辭を得ず結局寺法なるものは滅茶々  
々に廢するの外なる可し止むを得ざる結果にして其  
成行明白なりと云ふ可し或は曰く目下の實際に世間の  
寺院を見れば住職一身の不埒の爲に維持の財產を盡  
して寺を荒すもの少なからず寺法制定の止む可らざ  
る所以なりとの説なきに非ず其事實は我輩の明に認む  
る所にして其弊害寺の住職が山林を没收して代金を儲  
にして寺を運出したるやなせの談は毎度聞く所なれども  
抑も斯る不始末は其寺院より云へば容易ならぬ次第な  
れども政府の眼より見るときは毫も驚くべきに非ず世  
間の實際に放蕩愚子が自家の財産を浪費して祖先代々  
の家屋田畑を無にするの例は多しからず寺院と云  
ひ俗家と云ふも一月を構へて朝夕の煙を立て居る様を  
政府より見れば全く同一にして道樂坊主の爲めに其寺  
を失ふも放蕩愚子の爲めに其家を破るも只寺と家との  
不幸にして他人の知るべき所に非ず毫も頓着するに及  
ばざれども實際には一方に斯る不始末を憤するものあ

### 召集令發布の期日

第十一議會召集の期日は既に内定したるも開院式の奉  
行に就ては官中の御都合もあらせらるべきに付き目下  
内閣より上意を伺ひ居るふと云ふが召集令の發せらる  
は豫て報道せる如く遅くも來る十日頃なるべしとい  
へり

### 首相邸の晩餐會

一昨夜、永田町の首相邸に開かれたる晩餐會は露國公  
使と正實と西條海軍大臣、川上陸軍大臣、前駐露公使  
西條次郎氏等と陸軍としたるものにて榊山、高橋の二  
大臣も招待を受けたるよしなれど何か差支ありて出席  
せざりしといふ

### 黒田長成侯

私選東京市長の當選者たる黒田長成侯の肖像は本日  
新聞附録として讀者に配布する事とせし其肖像を記  
さんには黒田侯爵主黒田長知氏の肖像にして慶應三  
年五月東京に生れ明治十七年英國に遊學し廿一年の多  
クムブリッヂ大學を卒業して歸朝したる後、實業家  
に任せられ二十七年十月副議長に就任せられ、其後  
又實業家の教育推進の上にも力を注ぎ、私財を投じて  
學校を創立し其成績を見る可きものあり、近年、クムブリ  
ッヂ大學よりマスターの學位を贈られ又北海道勸業  
の著作を公にしたる事あり